

## 後期高齢者医療特別会計〔市民生活部 保険年金課 所管〕

### 1. 概要

高齢者医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度として、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設された。

運営主体は、全市町村が加入した「茨城県後期高齢者医療広域連合」が行い、財政運営の広域化及び安定化を図る。

### 2. 歳入の状況

(単位:千円、%)

款	項	令和元年度		平成30年度		増減額	増減率
			構成比		構成比		
1. 後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	371,160	76.4	353,710	74.5	17,450	4.9
2. 使用料及び手数料	手数料	93	0.0	86	0.0	7	8.1
3. 繰入金	他会計繰入金	103,770	21.3	111,294	23.5	△7,524	△6.8
4. 繰越金	繰越金	1,250	0.3	801	0.2	449	56.1
5. 諸収入		9,623	2.0	8,533	1.8	1,090	12.8
	延滞金,加算金及び過料	93	0.0	97	0.0	△4	△4.1
	償還金及び還付加算金	125	0.0	93	0.0	32	34.4
	受託事業収入	8,263	1.7	7,784	1.7	479	6.2
	雑入	1,142	0.3	559	0.1	583	104.3
歳入合計		485,896	100.0	474,424	100.0	11,472	2.4

### 3. 歳出の状況

(単位:千円、%)

款	項	令和元年度		平成30年度		増減額	増減率
			構成比		構成比		
1. 総務費		15,662	3.3	15,020	3.2	642	4.3
	総務管理費	12,913	2.7	12,059	2.6	854	7.1
	徴収費	2,749	0.6	2,961	0.6	△212	△7.2
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	467,707	96.7	458,060	96.8	9,647	2.1
3. 諸支出金	償還金及び還付加算金	125	0.0	94	0.0	31	33.0
歳出合計		483,494	100.0	473,174	100.0	10,320	2.2

### 4. 収支の状況

(単位:千円)

区分	金額
1. 歳入総額	485,896
2. 歳出総額	483,494
3. 歳入歳出差引額	2,402
4. 実質収支額	2,402

### 5. 収納状況

(単位:円、%)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
特別徴収保険料	235,469,300	235,555,000	0	△85,700	100.0
普通徴収保険料	142,490,300	135,604,900	775,300	6,110,100	95.2
合計	377,959,600	371,159,900	775,300	6,024,400	98.2

※特別徴収保険料の収入済額は、過誤納金還付未済額85,700円を含む。

○後期高齢者医療事務に要する経費（01010101） 12,912,654円（12,058,655円）

決算書 P412

[総務部 総務課 所管 541,944円含む]

〈その他：8,876,473円 一財：4,036,181円〉

\*特定財源積算根拠

- ・ 諸収入：健康診査受託収入 8,263,304円
- ・ 諸収入：後期高齢者医療制度特別対策補助金 613,169円

(目的)

後期高齢者医療事業の適正な執行に努め、事業の安定運営を図る。

(内容)

後期高齢者医療の事務執行に要する事務費、健康診査委託料等。

(効果)

健康診査等を行うことにより、健康に対する意識を高めることができた。

○保険料徴収事務に要する経費（01020101） 2,748,891円（2,960,920円） 決算書 P412

[総務部 総務課 所管 1,733,688円含む]

〈その他：92,700円 一財：2,656,191円〉

\*特定財源積算根拠

- ・ 手数料：督促手数料 92,700円

(目的)

後期高齢者医療の適正な保険料徴収事務に努め、事業の安定運営を図る。

(内容)

後期高齢者医療の保険料徴収事務に要する物件費、電算処理システム等。

(効果)

保険料徴収の適正化に努めた。

○保険料納付に要する経費（02010101） 467,707,315円（458,059,467円） 決算書 P414

〈その他：467,376,115円 一財：331,200円〉

\*特定財源積算根拠

- ・ 保険料：保険料 371,159,900円
- ・ 繰入金：保険基盤安定繰入金（保険料軽減分） 96,123,415円
- ・ 諸収入：被保険者延滞金 92,800円

(目的)

後期高齢者医療制度の財源(保険料)を納付することにより、被保険者が必要な医療を受けることができ、高齢者福祉の増進を図ることができる。

(内容)

- 保険料納付金 371,488,800円
- 保険基盤安定納付金 96,123,415円
- 延滞金納付金 95,100円

(効果)

構成市町村として、後期高齢者医療制度の安定的な財政運営に帰している。

・ 賦課内容

	均等割額	所得割率	限度額
30・元年度	39,500円	8.0%	620,000円

※（前年の総所得金額等－基礎控除33万円）×8.0%